

令和3年度 第4回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和3年12月6日（金）17：00～19：00

場所 市役所本庁舎2階 第1委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、庄司智弥委員（副会長）、鳩原淳子委員、  
古川直磨委員、本図愛実委員

- 1 開 会
- 2 検 証
- 3 その他
- 4 閉 会

<配布資料>

- ・資料1 第3回検証会議意見整理表
- ・資料2 教育相談室の相談件数について

# 1 開 会

## ○司会

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます子供未来局いじめ対策推進室担当課長の佐竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第4回仙台市いじめ防止等対策検証会議を開始いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や換気等に配慮しながら開催いたしますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料を確認いたします。皆様のお手元に、第4回検証会議次第、次第の裏面に座席表、委員名簿、裏面に仙台市出席者名簿、また次第に記載しております資料1と資料2、そして前回までの資料をお手元のファイルに綴っております。資料の不足等がございましたら、お知らせください。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は5名全員のご出席ですので、仙台市いじめの防止等に関する条例第54条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、お手元の委員名簿の裏面に記載のとおり、子供未来局、教育委員会事務局から関係職員が出席いたしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、子供未来局長の小林は所用により遅れてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。ここからの進行は氏家会長にお願いいたします。

## ○氏家会長

おばんでございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議の公開、非公開についてお諮りしたいと思います。本日の会議も公開という形で進めさせていただきたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

では、公開で進めていきたいと思えます。

次に、議事録署名についてですが、五十音順でいきますと、本日は本図委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(本図委員・了)

## 2 検 証

○氏家会長

では、議論に入る前に前回の会議を振り返らせていただきたいと思います。

一昨年は、本日の会議でもって報告書原案の確認をいたしまして、年明けの1月初めに市長に報告書の提出をさせていただきました。昨年もこのあたりで、ある意味で骨格を固めたところではありまして、1月の最後に市長に報告書の提出をさせていただきました。今回、委員の皆様にはご多忙の中でこまめに集まっていたいて、進行の不手際もあり、なかなか骨格を定められないままで来ているのですが、本日は前回色々と話題になったことを確認するところがようやく大きくなっていくかと思えます。その上で報告書の原案といたしますか、骨子の方に入ってまいりたいと思いますが、前回からの流れが非常に重要になりますので、まず前回の会議の振り返りをさせていただきます。

前回も、仙台市のいじめ防止等対策に関して、検討を重ねてほしい、丁寧にやってほしいというところで絞り込みを行いました5つの事業について、私どものこの会議が取り上げた理由や事業そのものに対する評価、私たちが考える意見などを議論したつもりであります。

その中で、事業番号8のいじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置に関しては、令和2年度の実績について、いじめの相談そのものが件数としては計上されていないような状況であったということもあったものですから、いじめ防止等対策事業としての位置づけが薄まっているのではないかということを確認をしたところになります。

その上で、今回は事業番号19の教育相談室の設置ということで、これは教育相談課の方で行っている、いじめも含めた学校に関するあらゆる相談の窓口ということになるかもしれませんが、こちらの方について少し丁寧に議論する必要があるのではないかということを確認いたしました。

学校のいじめ対応について疑問を持った教職員が相談する窓口について、教育センターに設置されている教職員相談支援室には昨年度実績がないことから、教育相談室の方に光を当てるべきではないかという議論から本日に至っているというところが、ほ

かの4つの項目とは違うポイントになります。教育相談課でやっている教育相談室の運用状況に関して確認をする必要があるということについて、委員の皆様にもう一度お話ししたいのですが、このところはよろしいでしょうか。

(委員・了)

ありがとうございます。それを含めた上でということになりますが、本日の資料としまして、資料1と資料2を用意していただきました。一応、会長、副会長の方でも、この間、このあたりが妥当なところではないかということで、事務局の方とも十分に整理をつけたところではあります。事務局の方から資料について説明をお願いしたいと思います。

#### ○事務局（いじめ対策推進担当課長）

それでは、資料1をご覧ください。

前回の会議でご議論いただきました、課題があると思われる5つの事業に関する委員の皆様のご意見を、前回の資料に追加する形でまとめさせていただいたものになります。前回資料と同様に、表の左側に事業の番号と事業名、事業の概要を記載してございます。「事業の概要」の欄には、事業に関する説明等といたしまして、これまでの会議における担当課からの説明等を追加する形で記載してございます。

今回の資料から、委員の皆様からのご意見は、「実施内容について」、それから「広報周知について」など、項目ごとに当該事業を「取り上げた理由」と「事業に対する評価及び意見」として記載してございます。

前回の第3回会議のご意見につきましては、表の太枠で囲んでいる部分に記載し、表の一番右側の欄の「当会議としての提案」につきましては、これまでの委員の皆様のご意見の中から提案に関わると思われる部分についてまとめたものでございます。

なお、事業番号19の教育相談室の設置につきまして、今回確認を行っていただくために、3ページ目に追加する形で記載してございます。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、前回の会議で、先ほどの教育相談室につきまして、相談状況に関する資料のお求めがございましたので、準備をしたものでございます。相談件数につきましては、こちらは実件数の統計がございませんので、いずれも延べ件数でございます。令和2年度の相談延べ件数ですが、ご覧のとおり3,686件でございます。このうちいじめに関する相談延べ件数は542件でございます。いじめに関する相談者の内訳として

は、児童生徒からが6件、保護者からが127件、教職員からが376件、その他が33件でございます。令和元年度につきましても記載のとおりとなっております。

資料1、資料2の説明は、以上でございます。

#### ○氏家会長

事業番号8の教職員相談支援室については、前回の会議で課題があると思われる事業から外すということで、一旦このテーブルからは外すことをお諮りし、皆様の合意を得たものと考えましたが、学校のいじめ対応に関して疑問を持った教職員が、教職員の立場で相談できる窓口ということで考えたときに、実は教育センターに設置されている教職員相談支援室も重要なルートの一つであるということが、今回の会議に向けて整理を行う段階で再度クローズアップされる形になりました。

そこで、一旦外すということは申し上げましたが、引き続きの3ページ目のところには、事業番号8のいじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置を残しておりますので、ご理解をいただければと思います。

資料1、2について、皆様からご質問やお気づき等があれば承りたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員・了)

では、本日の中身の方に入ってまいりたいと思います。現行のいじめは、子供たちの学校でのやり取りに限らず、ネットなども含めての場合もありますけれども、もしいじめに気づいたという場合、多分、普通の親御さんや子供たちであれば、先生にSOSを求めるであろうと思います。その先生がSOSを求められ、どのように対応するかというときに、瑕疵があってはならないというところについて検証するのが、私どもこの会議が設置されたときからの大きな位置づけになっているかと思っています。

それで、学校のいじめ対応について疑問を持った教職員が相談する場所としまして、繰り返しになりますが、資料1の3ページ目の方で見比べてもらう形になっておりますが、事業番号19の教育相談室につきまして、これは多分、先生方はもちろん保護者の方や子供たちも知っている人は知っているのかもしれませんが、今回、いじめ防止の観点から、教育相談課が担当している教育相談室についての確認をしてまいりたいと思います。

前回は教育センターの教職員相談支援室についてしか考えなかったところがありましたが、教育相談の多様性を考えたときに、子供たちや保護者、学校の対応がうまくフ

オーメーションが取れたとしても、もしかすると個々の先生が課題を感じて相談したいというとき、実は教育センターの教職員相談支援室は非常に重要な役割であるということについては議論の中で出ておりました。昨年度は実績がなかったというところから、うっかりした部分がありますが、今回まず、教育相談に関しての2つのルートということで、資料1の3ページ目のいじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置と教育相談室の設置に関して、少し丁寧に議論させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(委員・了)

それでは、資料1、2を基に、事業番号19の教育相談室の設置についての確認と、今回議論を進めていくに当たってのお気づき等についてですが、このところだけは、私が順番を指定してご発言いただいて、場合によってはフリーでもご発言いただきたいと思います。古川委員、本図委員、鳩原委員、庄司副会長の順番でご意見等を承りたいと思います。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

事業番号8の教職員相談支援室については、教職員が対象になっている事業で、いじめの相談以外にもたくさん受けているということで前回把握させていただいていたかと思えます。

また、事業番号19の教育相談室については、教育相談課が対応していて、児童生徒、保護者及び学校関係職員等、相談の対象が結構幅広になっているという違いがあると認識しています。

私が率直に受けた感想としては、対象者が違うということで、受ける相談は違うのだろうとは思いますが、相談を受ける側というのは、教職に就かれてそれなりに経験のある方が受けるということ想定しますと、事業番号8と19は別個に存在すべきものではないかと率直に感じました。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。一旦、委員の皆様からご発言をいただきたいと思います。本図委員、お願いいたします。

○本図委員

教育センターに設置されている、事業番号8の教職員相談支援室については、前回、センター長にお話をお伺いしたのですが、そもそも機能が変わっているのではないかと

と思います。であれば、設置のときこうだったからこのような名称なのかもしれませんが、その後、実際に運用していく中で、むしろ職員のメンタルの方のセーフティネットという意味が強いのであれば、その実態に合わせて事業名も変えていただくとか、括弧して「(いじめ対応を含む)」のようなことでもいいのかもしれませんが、このいじめ防止等対策事業の中に挙がってこなくてもいいのかもしれないし、挙がってくると誤解を受けて、本当に機能していますかというようになってしまうので、その辺の見極めをもう一度確認できるといいのかなという気はしておりました。

#### ○氏家会長

事務局の方からも整理はさせていただこうかとは思いますが、今の本図委員の発言を整理すると、いじめの本来的な相談の機能もあるのであれば、やはり現行のままだと分かりにくいというか、相談する場所でないと思っている先生方もいるかもしれないということになってしまいます。それから、当然、この会議は、いじめ防止の方のmatterでやっているからではありますけれども、現実を考えると、先生方のメンタルヘルスの問題は本当に真剣に考えなくてはいけない問題であるかもしれませんが、それはそれとして、いじめの方にかぶる要素があるかどうかのところは、去年の相談件数は抜きにして、一旦機構上の位置づけについての確認というか、整理はさせていただきたいと思います。

では、鳩原委員、お願いいたします。

#### ○鳩原委員

教育相談室の設置につきましては、現場感覚から言うと、対応が困難なケース、あるいは対応に苦慮しているケースについて相談させていただくといったような位置づけであるというような感覚であります。

一方、教育センターにあります教職員相談支援室は、本図委員からご指摘のあったように、教職員のメンタルヘルスですとか、学校の体制についていかなものかといったような教員がそちらに相談するのではないかというような、肌感覚的なところではありますが、そういった思いがございます。

ですから、疑問を持った教職員というより、本当に困難なケースを一緒に考えていただけるような場合であったり、あるいは保護者から直接教育相談室の方にお話が行ったりというケースも多々ございますので、そういう意味では、我々が検討しているいじめに特化してという部分であれば、やはりこの教育相談室の役割というのは非常に

大きいものだというように考えております。また、この何千件という件数を対応していただいているというところは、本当にありがたいと感じることが多々ございます。以上です。

#### ○氏家会長

これも後でまた確認をと思いますが、教職員が疑問に思ったときは、健全なルートとしては、校内で上の先生に相談すべきではないかと思えます。これがもし上に相談できないとすると、疑問に思う以前にそういう組織体自体が疑問です。表現は、分かりやすくするためにこのようになったのかとは思いますが、それぞれの相談室の役割について、もう少し整理をしていきたいと思えます。

庄司副会長、今2つの相談室を列挙しているところでお気づきがありましたらお願いいたします。

#### ○庄司副会長

個人的には、相談できる場所が複数あること自体は問題はないと思うのですが、相談を受ける側の方で、その相談はうちの相談ではないと言って、たらい回しになってしまうようではいけないだろうというように思っているところです。

一番気になるのは、研修を一生懸命やってくれというように各委員会の方からの提言で上がっていて、教育委員会の方では提言が上がっているので検証をしっかりとやるということで頑張っていらっしゃるわけなのですが、ただ全員が同じ研修を受けているわけではないというのが現実としてあって。そうすると研修を受けて、その研修の中心を実施しようと思っている先生と、いやそんなのは必要ないだろうというように学校で軽く見る先生がいらっしゃったというときにやはり怖いというように考えるわけなので、そのときにとりわけ若い先生の方が研修が多いわけですから、最新の研修を受けているということになると、若い先生が上の先生にこの方針はおかしいじゃないですかと言っても、いやそんなことはないんだと、今まではこういうふうに来てきたんだというように言われたときに、その研修を受けた先生がどこに自分のバックアップを求めていくのかという部分はやはりきちんとやっておかないと。研修を一生懸命やれば大丈夫だろうというのはもちろん信じたいところではありますが、それがうまくいっていないからこそ、ある先生に押しつけが行って重大事件になってしまっているという事例が多々見受けられるという現状からしますと、仙台市においても、学校の個々の先生に丸投げするのではなく、押しつけられてしまった先生が何

とかしてほしいと言えるところを作っておくべきということを強く思うところです。

#### ○氏家会長

資料1の3ページのところで整理をつけてもらっているのですが、それを見れば分かる部分もあるのかもしれませんが、委員の方から幾つかそれぞれの観点に基づいての質問、意見が出されました。教育センター、教育相談課、順番はどちらでもいいのですが、主として相談の対象について、厳密に言えば対象がずれてしまう場合もあるのかもしれませんが、原則的に相談の対象として位置づけているのはこういった形の人々であるということ。それから、どうしても一昨年と昨年も純粋な比較ができないのが現状だと思いますし、教職員相談支援室の方の件数などは前回の会議でも聞いておりますので状況は分かっているつもりではありますが、こういうところが改善されると本来的にはもう少し相談がなめらかにいくのではないかとこのところも教えていただければと思ったところです。

教育相談課の方は、逆を言いますと、この件数を見たときに現行のスタッフで足りているのでしょうかというのが素朴な疑問としてあります。可能な範囲で、例えば電話でインテークを取り、このときはこういった形の人ができるだけ、待ち時間がどれぐらいなのか、1か月は待っていてもらわなくてはならない体制なのか、それから、教育相談課の方で対応困難なときのバックアップで、例えば医者なり弁護士なりの多方面の方もいるのかなどというところを、もう少し踏み込んで教えていただけたらと思います。順番はお任せしたいと思いますが、ご回答いただけますでしょうか。

#### ○事務局（教育センター所長）

教育センターです。前回、ご紹介させていただきました教職員相談支援室のお便りですが、大体月に1回程度発行しております、11月分までで8号になりますけれども、こちらの方は全教職員が目にするようにデータ配信という形でお送りしているところです。記載事項としましては、相談内容に関して、学級経営ですとか、保護者対応、職場の人間関係など、どんなことでも構いませんというように記載をしているところです。教職員の方ならどなたでも相談できますということで、いじめに関することは違いますよといったことはなく、とにかくどのような内容であっても、まずは相談をお聞きして、必要な場合には他の課と連携して支援に向けて動き出すというような形でやっておりました。まずはこのようなお答えしたいと思います。

○氏家会長

実は昨年のこの会議で話題になった部分ですが、対面形式の研修をやっているのであれば、まさにその研修に行って、この機会だから相談もという方も、一昨年であればあったかもしれないということになりますでしょうか。前回の会議でも、昨年は対面形式でない研修になったということで、昨年はいじめに関する相談が0件であったというのは、どうもそういうところも影響しているのではないかという話が出ていたかと思うのですが。

○事務局（教育センター所長）

前回までもお話しさせていただいていたかもしれませんが、一昨年度は年間計で74件、昨年度は45件ということで、30件ほど差があるというところは、一つの要因としては対面形式の研修が激減したという部分はあるかとは思いますが。ただその数の内訳を見ますと、お一人の先生から複数回のご相談もありまして、件数だけではなく、実際に相談にいらした方の人数というところは今にわかに数字は出ないのですが、そういったこともございまして、研修の実施だけでもない要因もあるかというようには思っておりました。

○氏家会長

基本的には、仙台市で働いていらっしゃる全ての教職員に開かれているということはあるかな。

○事務局（教育センター所長）

はい、そのとおりでございます。

○氏家会長

ですから、窓口としては、子供直接、保護者直接の相談ではないということも明確ですよね。

○事務局（教育センター所長）

はい、教職員に限りということになっております。

○氏家会長

ありがとうございました。教育相談課で運営されている教育相談室について、対象あるいは実情でこういうところが大変であるというところなどがありましたらご発言いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

教育相談室には、児童生徒、保護者、学校から、児童生徒や子供に関する様々な相談が寄せられているところです。

相談体制としましては、専門の相談員が3名、臨床心理士が2名、精神科医が4名、必要に応じて教育相談課の指導主事に対応しているところでございます。

学校からのいじめ相談につきましては、ケース対応に関するもので、例えば個々の事案について児童生徒への聞き取りを行ったが事実がはっきりしなかったとか、保護者へ説明したがなかなか納得が得られないなど、学校が対応に苦慮している事案についての対応相談でございます。

○氏家会長

ありがとうございました。資料2の方に、延べ件数ということではありましたが、3,000件を超える件数になっていて、しかも受け付ける対象が広いということで、現行のスタッフの方で、それなりに相談のリクエストがあれば、では直接お会いしましょうというのは、ある程度短時間のうちに設定は可能なのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

電話相談があった場合に、その電話の中ですぐに対応する日程等を確認しております。ただ、臨床心理士や精神科医は毎日来ているわけではありませんので、専門的な相談をする場合には多少時間をいただくことがございます。

○氏家会長

今、2つの側面からの回答をいただいたところです。私も付け足しはいたしました、委員の皆様から追加の質問などありますでしょうか。

○庄司副会長

端的に伺いますが、学校の先生が、「うちの学校の対応は間違っている、研修で言っていることと違うことをやっている」と思ったときに、どこに相談すればいいのですか。

○事務局（教育センター所長）

学校単位でなくて個人単位であれば、私どもの教職員相談支援室になろうかと思えます。

○庄司副会長

それが先ほどの鳩原委員のお話だと、メンタルの部分という印象で現場では受け止められていて、具体的な学校に対する疑問というところまでは相談するところではない

というような印象であると。このあたりが極めて重要なところかと思っていて、実際問題として、教育委員会あるいは教育センターの方で、一生懸命研修をしていますが、実際に事案が起きたときに、何だ、研修と違うことをやっていたじゃないかというようになったのでは、教育委員会あるいは研修の実施主体として立場がないわけですよ。そうならないように、学校で研修を受けていた先生が、学校でおかしいと思ったときに、ちゃんと相談をしてくれれば教育委員会の方でも対応を指示したり、おかしいところに対して介入して行って、それでうまく事案に対応できるというようなことは十分あり得ると思います。それを人事査定や評価につながらないで、ちゃんとフォローができるということが、どれだけ現場の先生方あるいは研修を受けていらっしゃる先生方に伝わっているのかというところが、先ほどの鳩原委員のお話を聞いていて、ちょっと怖いなというところがありました。要するに、校長や教頭に逆らうような形になりますので、それはしづらいというようになってしまうと、いよいよ潜在化していくのではないかというのが心配です。

○氏家会長

庄司副会長のご発言に関して、教育センター所長、何かコメントを返せるものがありますでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

ただ今のお話は、実はいじめに限ったことではなくて、例えば法令違反をしているのではないかなど、いわゆる公益通報の制度がございまして、それは我々教育人事部の人事課ないし、内部にはなかなか相談しづらいというのもございまして、その場合は、外部の方に相談窓口、弁護士の先生にお願いをしているところがございます。これは教育局だけではなくて、オール仙台市で同じような仕組みを取ってございます。そういった法令違反や簡単な相談事についても、人事課ないし、教職員課でも相談を承ることもございまして、色々なチャンネルで学校現場から声が上がってくるような状況でございます。

○氏家会長

一旦整理しますけれども、いじめ防止の観点で整理したときに、校内で必ずチームは組むものと思います。校長先生はじめ学校で一つの対応のためのフォーメーションを組んで、学校であったり、個々のいじめで嫌な思いをしている子供であったり、それを見ている子供たちも含めてということになるかもしれませんが、その場合の

相談の窓口としては、教育相談課の方に教育相談室は設置されていますし、現行ではかなりの件数がもう既に受理されて対応されているということは、まずこれは一つよろしいですね。

そして、もう一つの部分としては、今のような、対応についての一つの理想の流れがあったときに、しかしどうしても校内でのフォーメーションがうまく組めない場合があるかもしれない。実はそのフォーメーションが組めないときの要素には色々な問題をはらむかもしれませんが、少なくとも現場で働いていらっしゃる教職員の方が、いじめの対応で校内でなかなか呼吸合わせができないような状態でSOSを出したいという場所の一つの窓口としては、教育センターの教職員相談支援室があるわけですし、もし法令的なものまで絡んでの色々な意味でのおかしさがあるときは、ある種の公益通報の観点にもなるのでしょうけれども、それは教育委員会全体としての人事課や教職員課なども対応はしているということによろしいですよ。

今、整理をつけた段階で考えた場合、前回の会議では昨年度の実績が少ないようだからということで一旦下げてしまう形になりましたが、今回、教育センターの中にある教職員相談支援室の方も相談体制の重要な役割を担っているということが明確ではないかと思しますので、少なくとも前回は外すという形で考えましたが、そうではなくここに盛り込ませていただいて、いじめ防止のために機能するための先生方の相談体制は多様な方がいいというところで、機能することを願うということ盛り込みたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○本図委員

基本は会長がおっしゃる方向でいいのですが、これはどうもいじめ対応ストライクでないことは分かりましたので、でも裾野の広い点ではいじめ対応にもつながるのだと思いますので、多様なチャンネルということも納得しているし、でもセンターにある教職員相談支援室の機能は、教職員のメンタルヘルスというところにフォーカスがあって、もちろんその中にはいじめ対応も含まれるという、そこを明確にしておかないと、じゃあやっぱりいじめ対応も含んで本当に相談しやすい時間帯ですかとか、そう掲げている割には相談がないということは要らないんじゃないですかとか、そういうことになっていってしまいますので、報告書への書きぶりは注意していきましょうというところだけは確認できたらと思います。

#### ○氏家会長

ご指摘ありがとうございます。全くそれは当然至極でおっしゃるとおりです。決して教育センターを責めるわけではなく、やはり個々の先生方に対してのどのように伝わっているかの部分で、役割としてはそこも担うという形にはなっているというつもりでやっているのかもしれませんが、であるとすればじゃあ開いている時間帯が非常に教職員の一番忙しい時間とかぶっていたりするところもあるでしょうし、それから、恐らくいじめだけでない先生方の色々な問題も絡むところはあると思いますが、その中の一部にいじめの要素への対応というものも含まれているということがあることが類推できるので、先生方の相談窓口としての充実を望みたいということについて言葉の方は少し吟味しながらとは思いますが、報告書の方に挙げてまいりたいということだけをまず合意していただければと思います。

この会議は何かあら探しをするのが目的ではなく、やはり可能性があるところに光を丁寧に当てるところの要素があると思いますので、ただ今の本凶委員のご指摘のとおり、慎重に私たちもこの先言葉を選びながら表現していくようにいたしましょう。他の委員の方で、もし何かお気づきの点あればお願いいたします。

○古川委員

庄司副会長の話とは全然論点が違うので、話の流れを切ってしまうような格好になるのですけれども、教育相談課で実施している教育相談室の相談のルートというのは、相談者が電話等を相談室にして、まず受けるのは3名の専任相談員の方で、返答としては、この専任相談員がダイレクトに返せるケースもあれば、精神科医等の専門家のアドバイス、助言をもらった上で返すというケースもあるというように理解していますが、この理解は大丈夫でしょうか。

(事務局より「はい」の声)

では、その上で、事業番号8の教職員相談支援室の2名の相談員と、教育相談課で実施している教育相談室の3名の専任相談員というのは、バックボーンはほぼ同じではないかというような印象を受けるのですが、ここはどうなのでしょう。

○氏家会長

教育センターの相談員の方は、退職された先生がなさってらっしゃるということですか。

○事務局（教育センター所長）

はい、そうです。退職教諭になります。

○古川委員

今まで教育に携わってこられた方、教室運営をされてきた方という理解をしていいのでしょうか。

○事務局（教育センター所長）

教職員相談支援室の相談員は、学校現場でお仕事をしていた者が当たっております。

○事務局（教育相談課長）

教育相談室の方は、学校現場にいた方もおりますが、学校現場以外で相談業務等をしていただいていた方にもスタッフとして入っていただいております。

○古川委員

なるほど、そうですか。思ったのは、資料2で出されているとおり、教育相談室の相談件数はすごく多いので、まずファーストタッチで相談を受ける人というのは多い方がいいのではないかとというような印象を受けました。教育センターの教職員相談支援室の相談員のバックボーンと、教育相談課の教育相談室の専任相談員のバックボーンが同じであれば、ある意味ここをくっつけても大きく支障はないのではないかと考えたのですが、今のご回答で、バックボーンは必ずしも一緒ではないということでありましたので、納得しました。

○氏家会長

古川委員のご指摘については、もしかすると本当はある程度訓練を積んだ上で第三者的な立場にも立てる専門性もある方というのは両方ベストではあるのでしょうかけれども、教職員相談支援室の方は、どちらかというところ、いじめの問題に限らず、先生方が先生としてのキャリアアップの中で悩んでくることも対象にすると考えたときには、教員OBの方の方がいいであろうというような観点が恐らく背後にはあるということと理解してよろしいでしょうか。

○事務局（教育センター所長）

はい。

○氏家会長

相談に特化するというよりも、現行で働いていらっしゃる先生が、私はそっちの方の畑を一応仕事でやっておりますが、コンサルテーションなんていう言い方をするときもありますけれども、専門のある方が別の専門の立場の人で、よりよい形で助言してあげられるようにアシストするような要素というように理解したいと思っております。

で、教職員相談支援室の方はカウンセラーの本業の方でなくてむしろいいのかなというように思いがあるところです。これは私の意見ですけれども、古川委員、よろしいでしょうか。

(古川委員・了)

ただ一方で、教育相談室の方の件数では、3人の相談員がファーストタッチあるいは近年のはやりの言葉ですとワンストップなどという言い方もしますが、児童生徒からであり、保護者からであり、教職員からの相談を受けるというときに、これは現行で働いていらっしゃる相談員の方をどうこうするというのではありませんが、今のキャリアの方3名で足りていらっしゃると思いますか。いかがでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

教育相談室に直接電話が入るものもありますし、教育相談課の方に直接電話が入るものもありまして、それに対応しておりますので、今のところは現状でやっております。

○氏家会長

色々な意味で考えたときに、人的な要素は本当に大きなところかもしれません。臨床心理士、精神科医は、年間スケジュールは組まれているのでしようけれども、必要に応じてご登場願うという形になるのでしょうかね。

それから、教育相談課の方で受けた場合、指導主事等で勤務されている先生方がそれなりに対応する場合もあるということなわけですね。

古川委員、何か追加でありますでしょうか。

○古川委員

こちらについては、ありません。

○氏家会長

前回と今回とで大幅に方向性を変えなければいけなくなった部分で、要するに、教職員相談支援室は、令和2年度の実績としていじめとして特化する相談が0件というところから、いじめの要素は少なく、外すのもありかということで、前回合意を求めたところでした。会長としての不徳をわびなければいけないところなのですが、今回整理をさせていただくと、教育相談課の教育相談室はあまねく、これは要するに、子供たちであり、保護者であり、先生方にも窓口を開いている一つのチャンネルであって、しかし片一方で教育センターの教職員相談支援室は教職員に対してのバックアップとしての相談窓口が明確に位置づけられているということで、原則として保護者の方や

子供からの直接の相談はないけれども、今働いてらっしゃる先生方が、いじめ対応で校内で連携を組む際に、個々の先生方に疑問等が生じた場合には、教職員相談支援室というチャンネルがあるのだということが実は確保されていたということ、危うく外してしまうところでした。ただ今回、議題の整理をする中で、今ここで議論させてもらったものも含めてですが、やはり教育相談というのは、庄司副会長も繰り返しご発言されていますが、複数の相談窓口があって、多様な窓口があるということが、先生方がいじめに気づいたときの大きな担保になると思います。

そう考えたときに、昨年、いじめのところに光が当たったものは教職員相談支援室では0件であったということではありますけれども、むしろ教職員相談支援室の方は教職員の相談には乗りますということももう少しクローズアップしていただいて、あと相談時間のところですかね。こちらの方はちょっと検討もしなくてはいけないところではないかと思うのですが、本図委員もご指摘のとおり、ややもすると、ただ色々な要素が入り込み過ぎてしまうと、いじめ防止のところが薄まってもよくないし、かといっていじめ防止のところだけが過度にクローズアップするのも少し慎重にいかねればいけないところではあるのですけれども、少なくとも報告書のところに相談の窓口として2つのルートがあるということをきちんと広報してほしいということ。それから、であればなおのこと、特に教職員相談支援室の方に関しては配慮していただかなければいけないところが、幾つかの要素、時間帯の問題もあれば、まさに事と次第によっては公益通報のようなことになる場合もあるかもしれないので、でも少なくとも教職員の相談窓口がもう一つあるところを少しクローズアップするという意味合いも込めて、一回外すと申し上げて、今回またもう一回挙げた形にはなりますが、最終報告のところにはここも相談の一つのルートとしての確保を挙げさせていただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

#### ○庄司副会長

そのまとめ方だと大分違和感があります。教職員が相談をすることができる窓口がありますといった場合の、その相談の質というのが全然違うと思います。「学校の先生方が相談できるんですよという案内をしましょう」という案内先は誰ですかといったら、教職員の方ということになると思います。それで、どういう場面を想定していますかという、現に困ったときに相談ができる窓口ですということだろうと思います。それはそれで確かにそのとおりだろうと思いますし、教育相談室と教職員相談支

援室というのは、どちらも非常に重要な役割を担っているのです、その点では全然異論はありません。

私が問題にしているのは、どちらかというところと恐らく研修の流れであると思います。研修の流れとして、研修で一生懸命頑張ってくださいねと、こういうことをやってくださいねというように言っていて、それが実施されないという場面で、そのときに先生方がどうすればいいんですかというところについての案内をきちんとするべきだという話になります。

どちらかというところと、研修の中でこのように実施してくれていない学校、上司がいるのであれば、そのときにはこうしてくださいという案内までを行うべきということになるのだと思います。そこまできちんとやらないと、学校の先生方がどんどん、きちんとやろうとする先生であればあるほど責任感で潰れていくのではないかとこの心配を個人的には強く持っているところなんです。

それで、その意味で言うと、先ほど公益通報の話もありましたが、実際に上の方がやってくれないというときには、教職員相談支援室の方にご案内ください、あるいは公益通報という窓口がありますし、それでも不安であれば外部にも通報ができるのでそこでも相談ができますよというところまで、きちんと研修でやるべきだというところが、去年の相談が0件だったというところも含めて考えたときにはあるかだと思います。

つまり、相談をしたいというときのチャンネルの話と、研修の成果をきちんと子供たちに、あるいは学校の先生方に反映してもらおうというところの視点というので、がらっと違ってくると思いますので、我々がまとめるべきはその両方をきちんと指摘する必要があって、特に学校の先生方の研修の部分については忘れてはいけないというように思った次第です。

#### ○氏家会長

了解しました。研修のところは、うっかり抜けてしまいました。ご指摘いただきありがとうございます。委員の皆様から、何か付加されるご意見なり、ご質問なりはいかがでしょうか。

今の庄司副会長のご発言については、やはり研修段階から、この際その研修の中身は触れませんが、研修を受けるための中枢機関でもあるわけですから、いじめ対応であったり、校内の教職員連携についても研修をされているはずだと。その研修どおりのことがなされていない場合の窓口としては、やはり教職員相談支援室が位置づ

けられるべきなので、単純な教職員のSOSの窓口だけではないということで、研修からの一連の流れの方も付加しましょうということですよ。

○庄司副会長

そういう趣旨でもともと設けられていたという理解で間違っていないでしょうか。

○事務局（教育センター所長）

今、お話しいただきました研修どおりの中身を学校現場でやっているか、やっていないかということについての相談ですよというような限りはしておりません。いじめに関するというのが立ち上がりのところですので、いじめに関するものでしたら、どのような内容やアプローチのことも、それは特に区別なくというところがございます。

○氏家会長

庄司副会長がご指摘したところは、恐らくみんなあまり考えていないのではないかと思います。仙台市は体系的に研修も工夫はしている方で、昨年我々が知るところでなるほどとは思いましたが、今のような形で研修がきちんと現場で反映されているかどうか、やはり個々の先生から見れば、どうも研修どおりの手順を踏んでいない場合だってあるのではないかと思います。しかもいじめの対応であったときには、教職員相談支援室の位置づけは大きいということも加味するようにいたしましょう。その上で、いじめの対応であったり、あるいは個々の先生方がやはり校内では言えない場合でもその窓口になり得るということですね。

○庄司副会長

結局、研修を一生懸命やっていて、研修でこういうふうにやってくださいというのをやっていなかったときに、それで何かあった場合、責められるのはまた戻ってきて、教育委員会の方でしっかり研修をしてくださいというように言われることに多分なってしまうと思います。研修を幾らやっても、研修のとおりやってくれなければ、教育委員会は現場にももちろん行っていただくときもあるとは思いますが、第一義的には学校の先生がちゃんと対応してくれという話にどうしてもならざるを得ないお立場だと思います。先生方は全員が全然駄目ということは多分ないと思いますので、そうするとやはりSOSをきちんと出してもらい、それを受け止めて、教育委員会の方で対応ができるような体制というのは作っておくべきだろうと思いました。

○氏家会長

本図委員、お願いいたします。

## ○本図委員

これはどういうふうに申し上げていいかなんですけれども、庄司副会長がおっしゃっていることは、大変理路整然としているからそのとおりなんです、実際には、私が理解している中だと、先生たちが相談したり訴えたいのは、山のように研修と手法があっただけで困るという方なんです。研修どおりにやっていない現実があるということではなく、もっと体系化した研修とか、こういう手法にしてくれっていう、よく言えば多面的で多元的なアプローチだと思いますが、たくさん、あれもこれもというように、もっとこうしてほしいというのが学校現場に来ていて、そこに先生たち、正直アップアップしているというのが現実なので、だから研修のとおりにはしていないじゃないかという庄司副会長の考えが違うとは思いますが、先生たちが相談するとしたりした場合と、今実際困っていることというのが、ちょっとずれているのですが、どうしましょうか。

## ○氏家会長

一つの重要な側面を今、本図委員におっしゃっていただいたと思います。研修の流れというのは、研修をするぐらいだというのは、その実効性を期待して研修を行うわけで、あることに進めてほしいから研修というものでもって、先生方に知識なり教養を、社会人になってからですら継続教育という形でするわけですが、それがでも個々の先生方にとってはもう、それこそ次から次へと研修だらけになってしまうし、オーバーフローしている人もおられるのではないかと思います。それから、研修に色々行くけれども、ご自分で消化できていないという場合もあると思います。

昨年も話が出ましたが、果たして伝達講習がうまくやれているのかというあたりの話になったときに、いや忙しい学校の場合は、まさに朝礼で何々の研修に行ってきたで終わる場合もあるというような話は出たかと思いますが、昨年に戻る気はないので、今ここだけの話で進める場合でも、やはり個々の先生方が研修に望んで行く場合もあれば行かされる場合もある。それで研修を受けてきて、もしかすると本当は100を分かってほしい研修が、その先生にとっては十分に分かっていない場合などもあるかもしれません。でも、そういう場合でも、研修の部門として教育センターがあるのであれば、そういう先生方の、今実は研修が十分理解できていないままで、ただ何とかかんとかやっているような状況だという場合の受皿にもなってほしいと思うのが私の意見です。

そして、先ほどの庄司副会長のご発言について、私は庄司副会長が言ったところまではあまり考えはしなかったのですが、研修で言われたいじめ対応の手順などがあるとして、すぐこの場合は校内で連携を取りましょうというような手順があっても、そのプロセスをこれはいじめの芽の段階だからまだいいのではないかというように言い出す上司職の先生方がおられたときには、研修で聞いてきた、まずは連携を組むべきだったというところが組めない、これはおかしいのではないかというときの受皿も、これは研修で聞いてきたことと違うのではないかというような形での、それこそファーストコンタクトは、教育相談課よりは、研修も司っている教育センターの教職員相談支援室の方が妥当ではないかというような理解になりましたけれども、いかがでしょうか。

#### ○庄司副会長

おっしゃるとおりだと思います。また、本図委員のおっしゃるとおり、結局オーバーフローとなりアップアップになってしまっている先生が多いだろうというのを私も何となく、この間、鳩原委員や本図委員から色々伺っていたので、恐らくそうなんだろうというところは何となく想像はしておりましたので、それはごもっともと思っております。

それで、問題となるというか、私が一番懸念をしている最悪のパターンということだと考えると、本当に典型的に絶対やらなければいけないといったときに、どこかであったのですが、部活の先生だったか、学級担任だったか、正確に記憶していませんが、先生一人で対応してくださいねというように言われてしまって、その先生が何とかかんとか頑張っていたのですが手が回らなくなってしまったときに、事件になってしまったという件があったのですが、そのような件があってはまずいと思うわけです。

そのときにやはり、その先生でなくても、周りで見ている先生でも連携を取るべきだということに言っていただくことになるんだろうと思いますが、それでも上が動かないといったときに、誰がSOSをどこに出せばいいのかというところは、ちゃんとセーフティーネットで、研修の段階できちんと伝えておいて、それを教育委員会の方でも把握できるような体制を作っておかないと、仙台市として後日、本当に大事件になってからでは遅いという感覚があるので、典型的にはそこの部分だろうと思っています。

そうは言っても、現に現場で教頭先生や校長先生から、そんなのは駄目だと、お前が

一人でやれというように言われてしまっている先生が、どこまでやれるのかというのは、何となく会社組織ではないとは言いつつ、そうは言ってもというところがあるかと思っただけです。ですから、きちんと研修どおりにやっていないといったときには、相談していいんだよ、それが査定に響くということもないんだよというようなことは、先生方のフォローとしても重要なのではないかと、というのが私の方の意見の話ということになります。

それで、チャンネルの多さの方の話がまさに本図委員のお話にダイレクトにきているものと私の方では理解していて、どういうふうに対応したらいいのかよく分からないとか、メンタル的に押し潰されそうになっているとかといったときに、どこのチャンネルでもいいよというような話になっていくというところにつながっていくと思っておりましたが、そういう理解でも少しずれているかもしれないのですが、一応そのような感じで私は理解しておりました。

#### ○氏家会長

仙台市の教職員として任用された人は、いじめの未然防止であったり、あるいはいじめ認知後の対応について、市の教育センターで研修をしますが、本当は教員となる以前から素養として持っていてももらわなくてはいけない部分ではあります。私も時たま講師をしており、仙台市に任用される方ではありませんでしたが、教員採用試験に合格したという方が、いじめの対応は、いじめられている子にも悪いところがあるので直してあげるんですとかと言った人がいたときに、何とかして教員にさせない方がいいのではないかと考えたこともありましたが、少なくとも仙台市の教員として採用された教職員の方が、キャリアを積む上での研修の中核機関として市の教育センターがあるわけで、私は実は研修の部分は、今日の会議では視野にあまり入っていませんでした。ご指摘ありがとうございます。

それから、本図委員もおっしゃるような形で、必ずしもその研修が、100やったから100が全部効くかどうかは分からない部分がありますし、個々の先生方も大変な要素は抱えながらお仕事をされる場合もあるでしょうが、幅広い意味で子供たちと向き合う場合において、最低限の教職教養であり、あるいはいじめ対応の初動の部分、あるいは教員が職員室でチームをどう組むかというような研修はなされているという前提に立ったときに、もしそれが研修を受けた先生から見て非常に違和感があるものであるとか、うまくいかないとか、ご自身がやはり未消化でとても言われたとおりのことが

できないという場合にすぐSOSは出せる場所として、その場合は教育相談課の教育相談室ではないだろうと。研修もやってくれていて、教員OBの方が見守ってくれていて、色々な意味でSOSを出したご本人が追い詰められない場所としては、やはり教育センターの教職員相談支援室の方が的確ではないかということで、研修の要素を今ご指摘いただいたものと理解しました。その中に、多様なといいますか、単純ないじめだけの問題ではなくて、個々の先生方がうまくいかず不全感を感じる場合もあるかもしれないので、どのように表現するかは工夫が要るところではありますが、やはりいじめ対応の場合、先生が最前線に立っていただかなくてはいけないときのSOSの出し場所の一つとしては、教職員相談支援室を明確に位置づけたいというように、この会議としても強調したいと思います。鳩原委員、いかがでしょうか。

#### ○鳩原委員

学校としての立場から申し上げますと、そういった状況に職員をしないためにはどうしたらいいかということを経験しているわけなので、学校内での体制の構築ですとか、研修の在り方、あるいは通知、通達を受けての学校としての学校経営上の問題ですとか、そういったことを何とかしていこうということに日々頭を悩ませているところで、それでもどうにもならない、庄司副会長からご指摘のあったような場合にどうしたらいいかと考えた場合に、果たして先生方はどこに相談するのかということを経験して色々考えておりました。

その選択肢として、先程の議論の中でもありましたけれども、相談窓口が多いということはやはりよいことだと思います。そして、それを選択するのは相談をする本人であると思いますし、そういうことがあったらここに相談するといいいろくまでにご本人がきつと悩まれるのだと思いますので、重大事案を生まないためのセーフティネットの構築ということについては、まだ足りない部分があるのかもしれないということを先程から一人で悶々と考えてはおりました。

何か教職員の不適切な指導ですとか、色々なことがあった場合は、教職員課に電話をするであろうし、特別支援で配慮が必要な子については特別支援教育課に電話するであろうし、それぞれ各課の専門の先生方がいらっしゃる場所を頼って相談するのが、まず一番先なのかということについては今思ったところです。何かそういったことについては、ここに相談した方がいいということについては、明確にどれだけの教員が知っているかどうかということについては、今の段階で私のところでは

計りかねるところがあります。

○氏家会長

生々しいご意見、ありがとうございます。古川委員、いかがでしょうか。公認会計士というのは、ご自身のクライアントの方で悩んだときに、バックアップ体制というものはあるのでしょうか。

○古川委員

論点がずれてしまっていますが、そういうのは当然あります。今の議論の中で、先生方はたくさんの研修を受けているということは理解できます。子供たちが大人になったときに、社会の一員として生きる人間性を育むというのが先生方の仕事だと思いますので、その期間というのは長いし、色々なフェーズで関わるわけですので、当然研修で伝えるべきポイントというものもたくさんあるのだと思います。

そのたくさんある研修で伝えるべきポイントの中でも、特に落としては駄目というポイントがあるのだろうと素人ながらに思います。そのポイントというのが、仮に学校現場で落ちていたといったときに、若い先生が、いやこれは絶対変えなきゃまずいよねと、この声を実現させられないのだとしたら、相談という窓口自体の位置づけというか意味もなくなってしまうというのは感じます。ですので、庄司副会長おっしゃるように、絶対落としては駄目なポイントを改善させるというところは、何かしらルールを作るべきというのは、今の議論を聞いていて感じました。

○氏家会長

先生方の場合は常に基本的には、クラスの担任なり、教科なり、部活も受け持ちながら、でも一方ではチームで全て仕事をしている要素があると思います。私たち相談の方では多重関係という場合もありますが、ある生徒に関しては、成績での評価の視点で関わる生徒もいて、ある生徒は部活だけで比較的楽しく、しかしやっぱりレギュラーになれるかなれないかの厳しさだったりもするし、それから学年の中で直接の関わりはなく、学年も違ったりもするけれども、同じ学校というコミュニティーに所属している場合などもあるわけですから、関係性がすごく多層になっているのが学校の場合の複雑さで、個別のクライアント契約するわけではないけれども、ステークホルダーというか、全てが常にその年度のサービスを提供する側であり、受ける権利も、濃淡は色々あると思いますが、授業であったり、部活であったり、全然関わらないけれども修学旅行だけは一緒に行ってくるとか、そういうのもあったりすると思います。

でも、古川委員のおっしゃるとおり、先生方は絶対押さえないといけない教養と判断は伴うわけですから、そのときに校内全体であったり、クラスの方針、学年の方針などがあっても、これはどうも研修で受けてきたものとは違うぞというときに、先ほど鳩原委員もおっしゃっていましたが、なるたけ上の立場の人は、研修などに基づく形で働いている教職員の方全てが、研修などで得た知識が発揮できるような円滑なシステムを作れることを望むわけですが、でもやはりいつもいつもそうではない場合だってあり得るかもしれないので、その場合、本当は幾つかの相談窓口があった方がいいのでしょうかけれども、今年度の報告書を目指して考えておきたいのは、少なくとも前回の会議で一旦は外させていただきましたけれども、教育センターの教職員相談支援室、こちらの方も先生方が校内で様々な局面で見たときに、いじめ対応もそうだし、あるいは研修等で受けてきたことが、どうも最低限のルールどおりなされていないような気がするというときの駆け込み寺として重要ではないかというところを、報告書の方に盛り込ませていただきたいと思います。

結局、同じような話を何度か繰り返す形になりますが、今のようなところを少し包含する形で、最後、報告書の方に進めてまいりたいと思います。

今もう当初の予定時間より大分オーバーしているのですが、少なくとも相談窓口に関するところに関しては、一旦これでまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員・了)

それでは、今度は資料1の方に戻りながらということになりますが、先程の相談窓口の関係は、今大体出たものをどのように形づけるかということになるかだと思います。資料1の意見整理表の1、2ページのところになりますけれども、この間の私どもがこの場で話したことを拾い上げ、一応3回目までのところで事業を5つとしますけれども、本日の場合はこのうちの4つですが、本日の資料1の事業番号でいきますと、2のいじめ防止「きずな」サミットの開催、3のいじめストップリーダー研修の実施、9のいじめ・不登校対策推進協力校の指定、13の命を大切にす教育の推進の4つに前回までに絞り込みました。

絞り込みました上で、第3回目までの議論を要約し、当会議としての提案を本日お諮りするわけですが、最終的な報告書については、昨年、一昨年ですとこの段階である程度、骨格ができていう上で、年明けに微調整するぐらいのところまで進めてまいり

ましたが、今回は私自身がこうやって冗長にしゃべり過ぎているせいもあるのですが、ようやく第3回までの意見が一通り集約できているところと、当会議としての提案の原案をお示したところが、資料1の1、2ページということになります。

当会議としての提案という形で、この間の議論を踏まえた上で提案として差し支えないであろうと思われる部分を要約したものが、資料1の一番右の枠ということになりますが、まずはいじめ防止「きずな」サミットの開催についての当会議としての提案の部分について、お気づき等あればご意見をいただきたいと思います。ちょっと解釈が違うのではないとか、表現はこれを盛り込んでほしいとか、この表現はのけてもいいのではないとか、これは絶対に主張として入れてほしいというようなことがありましたら承りたいと思います。

3回までの会議の意見を踏まえての当会議としての提案の部分、ここはフリーでまいるたいと思います。事業番号2のいじめ防止「きずな」サミットの開催についてご意見をいただきましたら、次に3、9、13と進めてまいるたいと思いますが、いかがでしょうか。本図委員、お願いいたします。

#### ○本図委員

事業番号2のところで、「全市一斉に」というような文言が3行目に出てくるのですが、第3回の会議のとおりであればいいなと思っておりまして、ちょっと凝縮されて、何かあまり、全市一斉に同じテーマで話し合う令和2年度のやり方がよかったのではないかということなので、書いていただくときにも、そのように既に進んでいるやり方をさらに充実して行ってほしいというニュアンスになればと思いました。

それから、もう一つは広報周知について、これは少し先走って事業番号3にまで行ってしまおうのですが、ほぼ事業番号3の広報周知と同じなので、これからの活動の在り方については、あまり先程の全市一斉についてもこうすべきだということをこの会議で言うほどではないと思っているのですが、ただ一方、この広報に関しては、細かいのですけれども、活動の様子ではなく、やはり前も申し上げましたが、市民からいじめの色々な取組みについて、道半ばとか、成果はないんじゃないとか、認知件数が多いとやっぱり駄目だみたいなことを誤解を生んで、先生たちが本当に頑張っても頑張ってもいじめが仙台市にはまわりついていて駄目だ駄目だと言って、士気を下げていくという気がしていて、活動の様子ではなく、参加した子たちの意欲がこのように上がっているとか、子供たちからこういう意見が出ているとか、アンケートを取った

ときにいじめは駄目だと思ふ子がちゃんと増えているとか、そういった成果も入れて  
いっていただくように、何をもって成果としていくのかということも併せて研究して  
いっていただく。活動をしましただけだと、「そうなの」で終わってしまうので、そ  
こは、お願いしたいと思っております。

#### ○氏家会長

2点、重要なポイントをご指摘いただいたものと思います。にわかには全市一斉という  
よりは、この間の流れも踏まえた上ででしょうし、特に昨年のやり方の方が教育という  
活動としてはなじむところがあるからこそそのものということ。それから、後の方で  
指摘いただいたような、仙台市は、とかみたいな言われ方をされないようにするには、  
やはりちゃんといい意味での成果は成果として見せる形を工夫もすべきだということ  
になりますね。

第2回の会議での金子副教育長の発言は、私のもともと考えたことの想定を上回る意  
見だったのですが、ただ食いついてくる子がいるというようなところなどは、ぜひ入  
れていただくといいのかなと思います。

いじめ防止「きずな」サミットの開催のところでもう少し掘り下げていきたいと思  
います。他の委員の方で何かお気づきがあればお願いします。古川委員、お願いいた  
します。

#### ○古川委員

私は、広報については、本図委員からおっしゃっていただいたこともそうですし、市  
のホームページをメインツールとして使うべきではないと思っています。市のホーム  
ページが一体どれだけ見られているのだろうかというのは少し疑問で、市政だよりもど  
ちらかというホームページに近いのですが、マスコミへのプレスリリースを行い、  
そこから取材してもらって、マスコミ側からニュース映像、ニュース記事、そういっ  
た形で出してもらえると、取組みの様子がよく分かるかと思います。特に、ニュース  
映像だと、子供たちが考える場面というの撮るし、子供たちに取材する場面という  
のも1人か2人はあるかと思います。その子供たちに、今日の授業というか、考える  
機会を通して、自分はどう考えたのかというのをしゃべってもらうだけでも、広報の  
パワーとしてはすごく大きいのではないかと思いますので、ぜひ当会議としての提案  
としても、市のホームページを中心に据えるのではなくて、もっと広がりを持たせる  
ように、まさにマスコミを活用した広報というものも文言として入れるべきかと思

ております。

○氏家会長

情報発信を完結する必要はないわけですから、告知であったり、こういう意図の下でこういうことをやりますというようなものを流してもらって、取材をしていただいて、それを伝えてもらう形にすると、生の子供たちの声も拾ってもらえますよということになるかと思えます。

○古川委員

まさに全児童生徒が一斉にというのは、この前の資料だと約10万人弱でしたか。仙台市民の数からすると、この10万人という割合はすごく大きいので、こういう授業をやりますよということをマスコミに対して投げ込んで、取材に来ないマスコミはあるのかというぐらいに思えますので、それであれば投げ込みさえしていただければ、あとはもう自動的にメディアが出してくれるような想定をしております。

○氏家会長

貴重なご意見ありがとうございました。鳩原委員、お願いいたします。

○鳩原委員

「児童生徒のいじめに関する意識向上に資する」とありますが、これは「児童生徒のいじめ防止等に関する意識向上に資する」というように文言を付け加えた方が誤解を招かないのではないかとこのところが一点です。

それから、この提案について、考える機会を設けるということについては既に色々な形でやっているの、さらにそれを重視しているですとか、その内容の充実を図るといったようなニュアンスが加わると、我々の提言としてより伝えたいことが伝わるのではないかと感じております。

○氏家会長

うっかりしておりました。ありがとうございました。では、いじめ防止「きずな」サミットに関しての提案部分について、文言等はまた少し整理はさせていただきますけれども、これで一旦終了したいと思います。

では、事業番号3のいじめストップリーダー研修の実施のところで、当会議からの提案について、何かお気づきがありましたら承ります。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

実施内容について、前回の議論でもありましたけれども、中止を前提に事業の見直し

を図ることということで記載されるということについて納得しております。であれば、広報についてわざわざ触れる必要があるのかということとは少し感じます。

#### ○氏家会長

完全な一般広報だけでなく、事業自体をやめるに当たっての知らせ方は多分工夫が要るといいますか、その工夫はしてもらわなければいけないところもあるかもしれないので、完全にこのままの広報になるかどうかはちょっと分かりませんが。

前回の会議でも話が出たかと思いますが、どうしても子供たちが参加する形でいじめ防止が促進されることは、本当は望ましい側面もあるのですが、いじめそのものは、いつどこで起こり得るか分からない状態になっていて、特にいじめの場合は相手があつてのこととなったときに、研修に参加していることでもって、このいじめストップリーダー研修に参加した生徒が、教職員の側、あるいはいわゆる大人サイドの側からすれば、いじめの防止のために貢献してくれそうな生徒ということにもなるかもしれませんが、いつどこでいじめが起きているか分からないというときに、この研修を受けた生徒の側の方が、もしかすると不利な立場になることだってあり得るのではないかというような意見が、以前、会議の中でもあつたかと思いますが、イベント的な形でやるのが、全てが悪いわけではありませんが、それは違う場の方でもう少し重視してもらい、この研修自体は、現行のイベントとしてのものは、一旦中止の方向で考えていただくことを提案したいと思いますので、ご了解いただければと思います。事業番号3のいじめストップリーダー研修については、これでよろしいでしょうか。

(委員・了)

ありがとうございます。それでは、裏面になりますが、2ページ目、事業番号9のいじめ・不登校対策推進協力校の指定のところになりますが、第3回の会議を踏まえての当会議の提案というところで、何かお気づきがありましたら承ります。

委員の皆様も報告書はご覧になっているかと思いますが、いじめであれ、あるいは校内での困難を抱えている児童生徒の方を解消するためということで、研究の色彩を取っているということにはなるのですが、特にいじめ防止の側面では、本市であつた痛ましい事件についてきちんと触れているというところが大変感銘を受けた次第でした。私は、そこがもし触れていないのであれば、いかがなものかと言おうと思っていましたけれども、相当扱う先生であつたり、職員室も多分緊張し、また議論も重ねたものと思いますが、やはり負の歴史にきちんと目を向けた形で教育をされている

ということがあって、仙台市はあなた方の友達を救えなかった歴史があるということ  
をきちんと踏まえているということに感銘を受けた次第です。

ただやはり、不登校であれ、いじめであれ、いつどこで起きるか分からないことな  
ので、研究指定校になったからその学校が特別ではなくて、やはり全ての教育活動に研  
究の要素があり、またそれをシェアしていくという工夫も教職員の方は持っている  
というところを常に心がけてやっていただきたいという思いがあります。

事業番号9のいじめ・不登校対策推進協力校の指定のところについて、いかがでしょ  
うか。庄司副会長、お願いいたします。

○庄司副会長

すみません、まだ考えがまとまっていなくて申し訳ないのですが、成果として上がっ  
ているものがあって、それが大変充実しているものだということは分かったのですが、  
問題は、学校が積極的に手を挙げる状況ではないというところで、これは学校側に負  
担があるからだという前提で書かれていると思うのですが。このあたりは私に誤解が  
あるのかもしれないとは思っているのですが、学校側の事情としては確かにそのとお  
りだろうと思いますが、教育委員会側の指定する意図というところが見えづらいとい  
うところがあって、そのあたり、予算措置を講じるなどというところが、結局指定を  
する側の意図として、予算をつけるためにこれをやるとか、あるいは人を重点的に配  
置するためにこれをやるとか、あるいはまさに研究として実験的にやってみたいとい  
うようなことがあるから指定するとか、そのような指定の意図というのをもう少し明  
確にすることによって、学校側が指定されることに対してモチベーションが上がるよ  
うな工夫というのも当然必要なのではないかと。負担の軽減だけではなく、モチベ  
ーションを上げるというところの視点も大事なのではないかと思った次第ですが、この  
感覚というのがそもそもずれているのかどうかというところは分からないので、ご意  
見をいただければと思っておりました。

○氏家会長

提案そのものというより、最後のあたりのところについては、確認ということになる  
かと思います。いわゆる協力研究指定校といった形であったり、何らかのことを推進  
するために、幾つかの学校にパイロットスタディ的に頑張ってもらったりするという  
のもあるとは思いますが、これは教育委員会の方で当初から何か意図があって、例  
えばこの学校が大変だからこの学校に協力指定校になってもらって改善を頑張っても

らうとか、あるいはこの校長先生とこの先生方の顔ぶれだとかいうことに挑んでもらってもいいのかなという形で指定されるとか、何かそのあたりの戦略というのはおありなのでしょうか。これは不登校に限らずでしょうが、いわゆる指定校を決められたりするときに、何か大まかな方向性だけでも教えていただけますでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

協力校につきましては、要綱がございまして、協力校は教育長に対して研究成果を報告するとともに、その成果について本市の市立学校の指導の充実に資するために活動を行うということが目的となっております。

いじめをメインとする年と、不登校をメインとする年がありまして、前回の会議で申し上げましたとおり、令和2年度からは不登校をメインで取り組んでおります。

協力校からは、教師一人で悩むことなく学校組織によるアセスメントやプランニングの下、不登校生徒への支援や対応に当たることが可能となったとの声があったり、協力校以外の学校からも、不登校対策の一環としてステーションの取組みを実践したいという声もいただいております、その学校からの声も含めまして、研究指定校を定めているものでございます。

○氏家会長

前回の会議で教えていただきましたとおり、今年度は在籍学級外教室という形でステーションを運用している学校に指定校になってもらったところがあるわけでしょうけれども、不登校は本当にいつどここの学校で起きるかも分からないことだと思いますし、教育委員会の方でも色々な意図があって、今後、このステーションの拡充を図られるのであれば、ステーションができる学校が今後も指定校になる可能性は高いのではないかと思います。いじめや不登校の研究は、多分教科の研究などとはまたちょっと違う側面もあるかと思しますので、指定するに当たっての方向性なり色々なものも、どんどんアピールしてもらっていいのではないかという思いもあります。

前回も後づけでなったというような話は確かにありましたが、このあたりのところについて、庄司副会長、いかがでしょうか。

○庄司副会長

成果が上がっていないと言うつもりはないのですが、この辺は言葉がうまく出てこないのですけれども、その事案で類型はあるにしても、不登校やいじめというのは、その子にどういう事情があって、どういう対応をしてあげられるかという話になってい

くと考えると、教科指導と若干色彩が違うだろうというところがどうしてもあると。そうすると、授業研究のような形とは若干学校の意識としても違って、後ろ向きになるのではないかと想像するんですね。実際、なかなか手が挙がらないというところからすると、いかにしてその学校のモチベーションを上げるのか、逆に言うとモチベーションが上がらないところに「やってね」というようにやっても、じゃあこの資料を作ってねという話になってしまい、単に仕事が増えるだけじゃないかと。どう考えても、ステーションを作るにしても、それで報告書がなかったらその方が楽なんですよ。

それで、ステーションを作るだけでいいのであれば、別に協力校に指定されなくても作りますで終わりでいいわけなので、わざわざ報告書などを作って色々負担を負わせるからには、何かモチベーションを上げるようなところというのがあるべきではないかというところが、一つどうしてもちらつくところです。

もう一つは、この事業というのは、どうなったら終わるのだろうというところで、いじめ・不登校対策推進ですけれども、対策推進ということは、1周したら終わるのか、それともやる事がなくなったら終わるのかというところもあるかと思います。目標をどこに置くのかというところもはっきりしない部分があって、そのあたりのところも少し気になってはいたところなので、モチベーションとか、予算とか、人とかの話というところに少しフォーカスを入れているべきではないかという感じがするところですよ。

#### ○氏家会長

提案そのものの方向性というよりも、学校が負担軽減で頑張ってくれというのではなく、やる意義の部分であったり、そのゴールの部分の明確さなどのところも加味した方がいいということになるということですよ。

#### ○庄司副会長

学校が手を挙げる状況ではないというところがすごく引っかかっているので、どうやったら学校側が積極的に取り組める事業になるのだろうか、学校の先生方が事業に積極的に取り組めるのかというような形で考えたときに、逆に言うとそこをきちんとやらないと、せっかくの事業が単に義務的にやられているだけで、どこかで破綻しないかというところがあるので、そこがやっぱり注目しておくべきではないかという気がするところですよ。

## ○氏家会長

義務的にやらないようにしましょうということを、まず入れましょう。それともう一つは、仙台市の学校ではなく、県内で校長先生をしている方から、加配であったり、あるいはちょうどその学校で欲しいテーマであれば喜んで引き受けるというのは聞いたことがあります。そして、要するにご自分が手がけてすぐいなくなるようだったら慎重になったりするけれども、多分もう少しここで頑張れるのであればというような見通しがあればと。ただ、教科であったり、何かプロジェクトみたいなものだと引き受けられる場合もあるでしょうし、いじめと不登校の場合は、なかなかそれがすぐリンクするものではないかもしれないので、先生方がよその学校がやっていることを見習いながら自分たちも取り込んでいこうという意味でのパイロットスタディというか、見本、お手本になることも事実だと思いますので、庄司副会長が指摘するような、モチベーションと言っていいのかわかりませんが、ゴールであり、あるいは意義とか、あるいは指定する側の考え方、学校側もそういうものがあるならこれは挑む価値があるというふうなものの明確化を、少し他の教科の指定校とは違う形にはなると思います、少し丁寧に考えながら、この指定校を活用してくださいみたいな形の落としどころでいかがでしょう。今日全部決めるわけではないですけれども、抜けてはいけないポイントとしては入れておきたいと思います。

## ○本図委員

その点では、いじめ・不登校対策推進協力という感じだと、こういう包括的な事業名でいいのですけれども、保護者などには、あたかも不登校に苦しんでいる学校のようにならされてしまうところもあると思います。

ゴールの明確さという点では、先生たちが大変だけれども提言を全市に提案することができて、全市全体のボトムアップになるのだったら頑張ろうって思えるように、調査研究を進めて全市の学校の在り方に有益な提言をしていく、そういうことができる優れた学校なんですというところも強調していただいて、見方というか、味付けの仕方によって、捉え方も違うかと思いますが、そんなニュアンスを強調していただけたらと思いました。

## ○氏家会長

大変重要な視点で、要するに、まさに子供さんが今、その学校に通っていないけれども、自分のところの学区の学校がどちらかというとなガティブな感じのイメージの言葉で

上がると、まさに住民のモチベーションが下がる可能性、あるいは学校に対して否定的な見解を持ちかねない可能性もあり得るわけですね。そこは、ネーミングの問題になるのか何とも言えませんが、恐らくそういうことに挑む学校が、その地域のまさに学校が所在する学区の住民に対しても、否定的な見られ方だけがなされないようにするための工夫というのにも必要だということですね。重要なポイントだと思います。どういう形がいいのかは分かりませんが、庄司副会長、本図委員のおっしゃったことも盛り込めたらと思います。一旦、いじめ・不登校対策推進協力校の指定に関する部分は、これで終了したいと思います。

最後になりますが、事業番号13の命を大切にする教育の推進ということで、前回も、そういうことをやっていたのかというのを知って、私も何か目からうろこだったところもあるのですが、「仙台版 命と絆プログラム」、色々な意味で命と絆を考える教育的なものを盛り込んでらっしゃるということでした。これについては、それこそ発信をもう少し工夫していただきたいぐらいですね。理科の実験のことまでが盛り込まれているというのは全く知らなかった部分でもあるので、色々な形で情報発信を工夫していただければいいのではないかと思いましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員・了)

相談窓口のところを除いた形にはなりますが、当会議の提案部分に関して、一通り委員の皆様からご意見を頂戴した形になります。

おおよそこの当会議としての提案のところを骨子としまして、報告書の草案といえますか、ドラフトというか、作成を進めてまいりたいと思うのですが、これは会長の側の意見ということになります。実はこれは順番どおりの必要はないと考えておりました。いじめ防止のために先生方にすぐにでも届けたいメッセージとして、今日の前半の議論のところ、教育相談室があることは多分先生方は100%知っているものと思いますが、前半の最後のところで深めたつもりではありますけれども、研修等を受けた上で、やはり対応に疑義があるときには、教職員相談支援室の方もあるところを順番的に一番上に持ってきてほしいという思いがありますが、いかがでしょうか。

(委員・了)

では、進めさせていただきます。その上で、順番どおりという用語がありますが、多分色々な意味で、いじめ防止「きずな」サミット、いじめストップリーダー研修も

培ってきたものはあるとは思いますが、工夫はされてきたものと思いますが、教育活動に多分一番リンクする部分だと思いますので、ここを2番目、3番目の軸として持ってきてきたいと思います。それから、順番どおり、事業番号9のいじめ・不登校対策推進協力校の指定、事業番号13の命を大切にする教育の推進のところを4番目、5番目という形で報告書の草案づくりを具体的に進めてまいりたいと思います。

何かどうしても書いてほしいというような疑義がなければ、私の提案の方で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員・了)

一旦、報告書に関してのまとめの部分としての議論はこれにて終了したいと思います。その他、当会議としての何か検討しておくべきこと、報告書に絡むことでもあり、絡まないことも含めてということになりますが、意見があつたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司副会長

報告書をまとめるときに、最初の方で話をしていた件も含めてということになると思いますし、実際の項目を見せていただいてからということに多分なると思うのですが、今回取り上げた5つの事業というのは、課題があるとか、ちょっと問題があるのではないとか、うまく活用されていないのではないとか、そういうマイナスの方向で気になった点から事業に着目したと思いますが、そうではなくて、これは積極的に頑張ってもらいたいというプラスの方向で着目しているものを全然挙げていないと思います。この事業を本当に一生懸命頑張っていて、どんどん拡大していただくことによって、よりいじめ防止に資するのではないかなというような、そういう積極的に応援するという言い方も変ですけども、そういう事業というものもあるのではないかと思います。ただ、応援をすと言っても、当会議の応援の仕方としてどういうのがいいのかというところはあると思いますが、こちらがすごく期待をしているというようなことについても取り上げて、それで期待しているんだけど、このぐらい、もっとできるのではないかなと思うんだけど、予算が足りないとか、人が足りないとかということがあるのであれば言ってくださいというようなこともあってもいいのではないかと思います。

これは実際、検討するというのは、もう今年度は難しいとは思いますが、次年度には少なくとも積極的に応援するとか、期待しているとかということについても取り上

げてもいいのではないかと思いますので、その旨、報告書に書くべきかどうかというところも含めてご検討いただければと思います。

○氏家会長

要するに、どうしても私どもの会議は、過不足の不足のところに光を当てたりとか、バランスの悪いところに目が行くことが多かったこととなりますけれども、庄司副会長のおっしゃるところは、そのようなことだけではないということですよ。もう少し手厚く、市長がいじめ対策は一丁目一番地とおっしゃるんだったら、こういうふうに頑張っているところにももう少し手厚くやってほしいというところの実践が既にあるはずで、ただ私どもの当会議としても余裕がないまま、そこまで見ることができずにいた部分もあるかもしれないので、今はご提案ということで、中身にはあまり深く入らなくていいですよ。

ただ、今後、報告書の原案づくりに入るときの後半部分などでは、場合によって、報告書に盛るかどうかはちょっと考えさせてください。というのは、拡散するのを恐れます。ですから、何か報告書自体が、恐らくこの5項目でも、本当の意味で優先順位はつけざるを得ないのではないかという思いがあるぐらいですので、なお附帯決議みたいなものが入るとかえって混乱を来すかもしれないので。

ただ、次回の会議のときに、場合によって少し頭出しをして、まだ私どもは任期がありますから、気は早いのですけれども、行く行く少しまた丁寧に見なければいけない項目として、これをもう少し頑張ってもらいたいというようなものについて、次回の会議あたりからは少し検討も進めていけたらなというようなご提案というように理解しました。

他の、委員の皆様から、何かこの場で今確認しておきたいことはありますか。よろしいでしょうか。

(委員・了)

報告書そのものの文言づくりのところに今日ぎりぎり持ってきたような形になりましたが、昨年、一昨年から見ると1回遅れぐらいになっていますので、どうしてもこの先、年末のお忙しい中、色々な形で確認やらお呼び出しすることもあるかと思いますが、一応、いじめ防止に関しての視点で議論しなければいけない項目と報告書について、一通り私の方で預かった部分に関しては、これで終了させていただきたいと思います。では、事務局の方にマイクをお返しします。

### 3 その他

#### ○司会

委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の会議日程でございます。改めてご連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

### 4 閉 会

#### ○司会

以上をもちまして、令和3年度第4回仙台市いじめ防止等対策検証会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。